

日本司法支援センター
令和6年細則第3号

特定被害者立担保手続細則を次のように定める。

令和6年3月14日

日本司法支援センター
理事長 丸島俊介

特定被害者立担保手続細則

(目的)

第1条 この細則は、日本司法支援センター業務方法書（以下「業務方法書」という。）第101条に基づき日本司法支援センター（以下「センター」という。）が行う特定被害者法律援助業務における保証金の立替え及び支払保証委託の方法による保証（以下「立担保」という。）に関する審査、決定、管理等について定める。

(特定被害者立担保の申込み)

第2条 民事裁判等手続（以下「本案事件」という。）により実現しようとする権利を保全する等の目的のため、センターから、民事保全手続の特定被害者代理援助を受け、又は受けようとする者は、センターに対し、当該民事保全手続に必要な立担保（以下「特定被害者立担保」という。）を申し込むことができる。

(特定被害者立担保をしない決定)

第3条 センターは、前条の申込みがあったときは、民事保全手続の特定被害者代理援助決定とは別に、特定被害者立担保（申込額の一部の援助を含む。）の可否について、次項以下の規定に従って決定を行う。

- 2 センターは、前項の決定をするために必要があると認めるときは、特定被害者立担保の申込みをした者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。
- 3 センターは、本案事件に勝訴する可能性、本案事件で敗訴した場合の相手方による損害賠償請求のおそれ等特定被害者立担保によりセンターが受ける財政上の影響その他の事情を考慮した結果、援助が不相当又は不適当と判断したときは、業務方法書第83条の47第2項に基づき、特定被害者立担保の不開始決定をする。

(特定被害者立担保の方法)

第4条 センターによる特定被害者立担保は、支払保証委託の方法によることとする。ただし、センターは、支払保証委託の方法によることができない特別な事情がある場合には、保証金を立て替える方法により立担保援助をすることができる。

(特定被害者立担保の期間)

第5条 特定被害者立担保の期間は、支払保証委託契約締結日又は供託日より3年を超えないものとする。ただし、本案事件についての訴えが係属中であるなど特別の事情があり、以下

の各号に定める要件のいずれかに該当する場合は、さらに3年間延長するものとし、その後も同様とする。

一 期間満了の2か月前までに特定被害者法律援助受任者又は特定被害者法律相談援助被援助者から期間延長の申出がなされ、センターが期間延長を要すると判断した場合

二 前号に掲げる場合のほか、センターが期間延長を要すると判断した場合

(保全等の必要がなくなった場合の特定被害者法律援助受任者又は特定被害者法律援助被援助者の義務)

第6条 特定被害者法律援助受任者又は特定被害者法律援助被援助者は、本案事件の勝訴判決の確定等の事由により担保の必要がなくなったときは、直ちに担保取消しの手続をとり、センターに対し、保証金及びその利息を返還し又は支払保証委託契約原因消滅証明書を提出しなければならない。

2 特定被害者法律援助受任者又は特定被害者法律援助被援助者は、民事保全手続の不奏功その他の事由により当該民事保全手続の必要性がないことが明らかになったときは、直ちに当該民事保全手続の申立てを取り下げるて担保の取消しの手続きをとり、担保の取消しが認められた場合は、センターに対し、保証金及びその利息を返還し又は支払保証委託契約原因消滅証明書を提出しなければならない。

(特定被害者法律援助受任者又は特定被害者法律援助被援助者の報告義務)

第7条 特定被害者法律援助受任者又は特定被害者法律援助被援助者は、民事保全手続の申立て後、速やかに本案事件について訴えの提起又は調停若しくは審判の申立てをするものとする。

2 特定被害者法律援助受任者又は特定被害者法律援助被援助者は、本案事件について特定被害者法律援助制度を利用したか否かにかかわらず、第一審、控訴審、上告審のそれぞれにおいて判決言渡し又は審判の告知があったとき、本案事件の判決又は審判が確定したとき及び相手方から損害賠償請求訴訟等（本案における相手方からの反訴を含む）を提起されたときは、直ちにセンターにその旨報告しなければならない。本案事件が判決以外の事由により終結したときも同様とする。

(保証金等の償還)

第8条 本案事件の敗訴判決が確定したために以下の各号に定める事由が生じた場合、センターは、民事保全手続の特定被害者代理援助の終結決定の時に、特定被害者法律援助被援助者に対し、担保取消手続をとることができなかった金額又はセンターが民事保全手続の相手方に支払った金額について、立替金として償還を求めるものとする。

一 特定被害者立担保決定に基づいて提供した担保の全部若しくは一部について特定被害者法律援助受任者、特定被害者法律援助被援助者又はセンターが担保取消手続を行うことができないことが確定した場合

二 担保取消しの同意を得るためにセンターが民事保全手続等の相手方に金銭を支払った場合

この細則は、令和6年3月19日から施行する。